

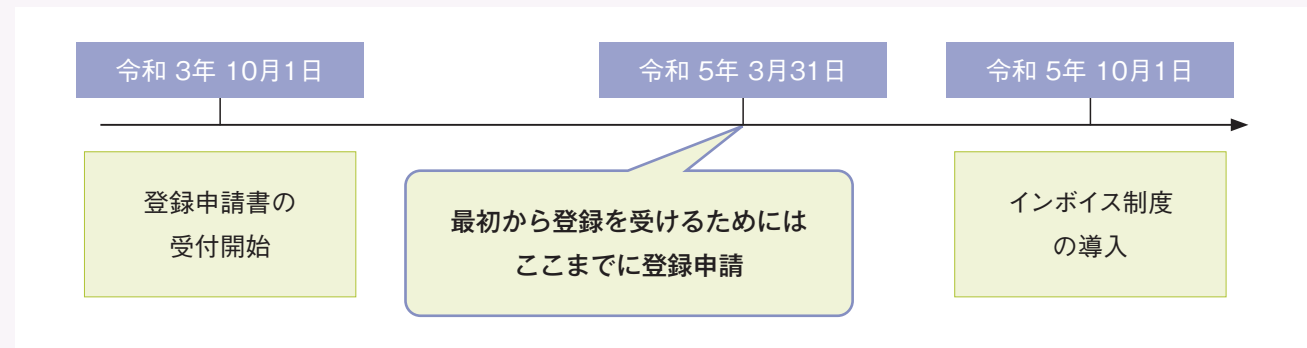
インボイス制度 登録申請が始まります

令和5年10月から導入される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」。前準備として「適格請求書発行事業者」の登録申請が今年10月から始まりますので、ご紹介します。

1 制度導入までのスケジュール

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」になる

ためには、税務署に登録申請を行います。制度導入当初から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



2 インボイスとは？

「インボイス」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

[現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較]

区分記載請求書（～令和5年9月）	インボイス（令和5年10月～）
①請求書発行事業者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容（軽減税率対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	左記の事項に以下の事項を追加 ⑥登録番号（課税事業者のみ登録可） ⑦適用税率 ⑧税率ごとに区分した消費税額等

3 インボイス制度導入に向けて

(1) 現在課税事業者である事業者様

インボイスを発行できるようにするため、令和3年10月1日以降、お早めに登録申請を行うことをお勧めします。

(2) 現在免税事業者である（＝課税事業者でない）事業者様

現行では、売手が課税事業者であろうとなかろうと、課税取引であれば買手は仕入税額控除の適用を受けることができます。しかしインボイス制度導入後は、売手が課税事業者かつ登録事業者であり、インボイスを発行した場合にしか、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。そのため、同じ物やサービスを買うなら

登録事業者との取引を選ぶ、と免税事業者が敬遠されることが懸念されています。

したがって、現在免税事業者である事業者様におかれましては、課税事業者になることを選択してインボイスを発行できるよう登録するのか、それとも免税事業者のままで問題ないのかということを検討される必要があります。主に消費者相手の事業をされている事業者様や、住宅の貸付けなど消費税が非課税の売上が主である事業者様の場合は、免税事業者のままで問題ないと言えます。

これから約2年の間に検討し、結論を出す必要があります。お早めに検討されることをお勧めします。

CONTENTS

01. 2021年施行予定・施行済重要法改正
02. 家族信託制度について ①
03. 改正個人情報保護法の概要について
04. インボイス制度 登録申請が始まります

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS 総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人 ■ NTS 総合社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人 ■ NTS 丸の内社会保険労務士法人



NTS 総合コンサルティンググループ
NTS 総合弁護士法人 /
NTS 丸の内社会保険労務士法人

代表社員弁護士兼
社会保険労務士
櫻井 宏平

春暖の候、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より騒がれている新型コロナウイルス感染症に関する社会的な「悩み」は未だ解決せず、経営上苦しい立場にいらっしゃる事業者の方や、生活に不安を覚える個人の方は多いのではないかと思います。そのような方々に対し、我々士業ができることは極めて限定的かもしれませんが、お困りの方からの求めに応じ可能な限りのサポートをすることは、士業の本来の役割であると考えておりますので、ご相談いただいた方々に対し、最大限のサポートをさせていただきます。

さて、話は変わりますが当グループで

は、社会保険労務士の業務につきまして、事業者の皆様へのコンサルティング業務を強化する法人を目指すため、NTS 丸の内社会保険労務士法人（以下「丸の内社労士法人」）を設立いたしました。この度、その流れを更に推し進め、令和3年3月1日付で当職が、NTS 総合弁護士法人の代表と兼務する形で、丸の内社労士法人の代表に就任することになりました。

これまでの丸の内社労士法人の業務に法的な要素を盛り込んだ「一歩先」の社会保険及び労務事務サービスのご提供を目指して参ります。

今後のNTS 丸の内社会保険労務士法人にご期待いただければと存じます。

労務

NTS 総合社会保険労務士法人

2021年施行予定・ 施行済重要法改正

1 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得 (2021年1月1日改正)

育児介護休業法の改正により、改正前は、1日所定労働時間4時間以下の従業員は半日単位での休暇取得はできませんでしたが、改正後は全ての従業員が取得することができるようになりました。また、今までは

半日単位でしたが、「時間」単位での取得が可能となりました。

2 障害者法定雇用率引き上げ (2021年3月1日改正)

障害者法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられました。これにより、今までは45.5人に1人の雇用でしたが、**43.5人に1人**の割合での障害者の雇用が必要となります。

3 保険料率の改定 (2021年3月1日改正)

東京の場合 健康保険料率 9.87% → 9.84%
介護保険料率 1.79% → 1.80%
※通常4月支給分から保険料変更となります。

4 同一労働・同一賃金 (2021年4月1日改正)

パートタイム・有期雇用労働法の改正により、同一労働・同一賃金が中小企業にも適用となりました。

1. 不合理な待遇差の禁止
2. 待遇決定に関する説明の義務化

の2点が大きな改正ポイントとなっています。

正社員と、いわゆる非正規社員の間での仕事内容や責任の程度などについて精査し、手当の趣旨に照らして不当な待遇差がないかを確認し、**規程等を整備**しておくことが求められます。

2020年10月の最高裁判例でも手当については個別に厳しく判決根拠としてチェックされておりますので、相応の整理・整備しておくことが肝要となります。

5 中途採用者比率公表 (2021年4月1日改正)

労働政策総合推進法の改正により、従業員数301人以上企業については、**直近3年度分の中途採用比率**について求職者が確認できるようにしておく必要があります。

6 新しい助成金のご案内

産業雇用安定助成金——新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合には、出向元と出向先双方の事業主に対して支給する助成金。

1. 対象となる出向

対象：雇用調整を目的とする出向

前提：出向期間終了後は元の事業所に戻り働くこと

要件：出向元と出向先が親会社・子会社間の出向ではないことや代表取締役が同一ではないなど、資本的・経済的・組織的に独立性があること。

2. 対象となる事業主

出向元：コロナの影響で事業活動を縮小したため、労働者の雇用維持を目的とした出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

出向先：当該労働者を受け入れる事業主

3. 助成率・助成額

出向運営費：中小企業 解雇無し9/10 解雇あり4/5
中小以外 解雇無し3/4 解雇あり2/3
上限は12,000円/日

出向初期経費：**助成額：各10万円/1人当たり**
(出向元出向先双方)



NTS総合弁護士法人

改正個人情報保護法の概要について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）の改正に関する法律が昨年可決成立し、令和2年6月12日に公布されました。今回は、改正された個人情報保護法の概要をご説明します。

1 改正の理由

今回の改正は、平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定に基づくものです。

個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今回の改正が行われました。

2 主な改正内容

(1) 利用停止・消去等の個人の請求権の拡大

不正取得等の一部法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも、個人情報の利用停止・消去等の請求ができるようになります。

(2) 保有個人情報の開示方法の拡大

保有個人情報の開示方法は現在、書面の交付が原則とされていますが、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。

(3) 個人保有データの範囲の拡大

6か月以内に消去する短期保存データについても、個人保有データに含まれることになり、開示、利用停止等の対象となります。

(4) 第三者に提供できる個人データの範囲の限定

オプトアウト規定（本人の反対がない限り、個人データの第三者提供に同意したものとみなす規定）により第三者に提供できる個人データの範囲が限定されます。①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データが対象外となります。

(5) 事業者の守るべき責務

漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。

(6) 仮名加工情報の創設

イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和します。

(7) その他

個人情報保護法違反の罰則の強化がされます（法定刑の引き上げ）。

3 施行日

本改正の全面施行日は令和4年4月1日です。

上記(4)についての施行日は令和3年10月1日、(7)については、令和2年12月12日が施行日となっております。

登記

家族信託制度について ①

1 総論

「信託」とは、自分の財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って管理・運用してもらうことをいいます。

皆様も信託銀行とか投資信託という言葉を目にしたことがあると思います。これらは「商事信託」と言われ、信託銀行や信託会社が受託者として、営利目的で財産の管理・運用を行うものです。

一方、「民事信託」は、受託者は誰でもなれますが、営利を目的とせずに財産の管理・運用を行うものです。民事信託のうち、家族間で行う信託を特に「家族信託」と呼びます。

2 家族信託の場面

家族信託を理解するにあたり、わかりやすい例をあげてみたいと思います。

高齢者の父が所有するアパートがあり、息子が一

人いるとします。もし、父が認知症になってしまった場合、アパートを管理・運用することができなくなってしまいます。そういったリスクに備えて、あらかじめ父と息子との間で信託契約を締結して、父が息子にアパート管理を委託し、回収した家賃を受益者と定めた父に送金することにします。

要するに、家族信託では、「委託者（父）」、「受託者（息子）」、「受益者（父）」という三者を信託契約で定めて、「委託者」が定めた目的に従って、「受託者」が財産を管理・運用することとなります。

3 任意後見制度との比較

認知症のリスクに備える制度としては、以前、「任意後見制度」について説明いたしました。任意後見制度は、元気なうちに、将来精神上の障害が発症する場合に備えてあらかじめ自分の後見人になる者を選任しておく契約のことをいいますが、認知症のリスクに備えて「元気なうちに契約を締結する」点で、

家族信託と似ています。

しかし、任意後見制度よりも、家族信託の方がより大きな柔軟性があります。任意後見制度では、例えば被後見人の居住不動産を売却する場合には家庭裁判所の許可が必要になるなど、財産の処分は時間と手間がかかります。これに対して、家族信託では、信託契約の内容に従えば、受託者が委託者の不動産を売却することができます。

また、任意後見制度は被後見人本人を保護するための制度であるので、本人の財産を売却して投資信託を購入するというような投資運用をすることはで

きません。これに対して、家族信託では、信託契約の内容として受託者に投資運用の権限を与えれば、受託者が委託者のために投資運用することも可能です。要は信託契約の内容を比較的自由に定めることができるので、柔軟な対応が可能となります。

4 まとめ

以上、家族信託の一場面として認知症対策をあげましたが、家族信託はとても柔軟な制度で、いろいろな場面で活用することができます。次回では、違う場面での家族信託の活用を紹介させていただきます。